社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金について

１　対象施設及び補助率

・対象施設：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護ステーション、

　　　　　　認知症高齢者グループホーム、生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護事業所、夜間対応型訪問介護ステーション、介護予防拠点、地域包括支援センター、

　　　　　　定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、

・補助率　：３／４（国費負担分と県費負担分を合わせたもの）

２　対象金額

８０万円以上

※ 対象金額は保険等の収入を控除した金額です（保険等収入を控除した金額が上記記載の金額以上である場合が補助の対象となります）。

３　対象経費等

① 基準額

厚生労働大臣に協議して承認を得た額

② 対象経費

（１）災害復旧に必要な工事費、工事請負費および工事事務費（工事費の2.6%）

（２）工事の「諸経費」として認められるのは総事業費の15％までです（15％を超えた金額は補助対象外となります）。

③　対象外経費

（１）土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）

（２）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

（３）職員の宿舎に要する費用

（４）門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用

（５）災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。

（６）明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に

　　　係るもの。

（７）その他災害復旧費として適当と認められない費用

４　社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の考え方

○申請額が国庫補助基準額（80 万円以上）以上であること。

○複数者から（３者以上）見積もりを徴すること。

○契約の相手方の選定方法

　・設計金額　250万円未満：随意契約（３者見積りが必要）が可能

　・設計金額　250万円以上：一般競争入札方式（応札者が２者以上必要）

　＊地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」は上記によらず随意契約によることができます。

○被害状況（箇所、程度）を確認出来る写真や図面が整っていること。

○復旧内容（工事内容）と積算根拠が明確であること。（業者等からの見積書に詳細な内訳が記載されていること）

○復旧工法が複数想定される場合、費用対効果や原形復旧の原則を踏まえ選定されていること。

○今般の災害によって被災した災害復旧費国庫補助の対象施設（部分）であること。

○明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものが含まれていないこと。

○著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものが含まれていないこと

５　社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の原則について

災害復旧は、原則的に形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が基本です。

（例１）壁等のクラックや、クロスの損傷

・原則として充填剤を用いた補修やクラックの部分を最小限で覆うことができる程度の面積分の貼り替えなど、必要最低限の修繕。

・全面を張り替える等の場合には、一面にクラックや破れがあり充填剤による補修では構造上強度不足となる、つぎはぎで補修するよりも経済的である等、相当の理由が必要。

（例２）壁、床、天井のタイルや瓦やガラスの割れ

・原則として割れたタイル等の枚数分だけ張り替える。周辺の割れていないものを取り外した場合は再利用するなど、必要最低限の修繕。上記同様、全面を張り替える等の場合には相当の理由が必要。

（例３） 壁等の傾き

・原則として破損した数量分の取替により補修するなど、必要最低限の修繕。

周辺の破損していないもの等、強度上問題のないものについては再利用する。

（例４） 照明等の破損

・同等あるいはそれ以下の部品を用いて補修。

６　その他

○ 災害復旧に係る補助金は、国へ提出する協議書をもとに、被災した施設等に対し近畿厚生局担当者が近畿財務局担当者の立会のもとで実施調査を行い、査定（補助の是非決定、補助額（上限額）の決定）が行われます。

○ 査定により補助対象として認められなかった費用は自己負担となります。